

プログラム応募規約

このプログラム応募規約(以下「本規約」といいます。)は、日油株式会社（以下「日油」といいます。）からの委託を受けてアビームコンサルティング株式会社(以下「アビーム」といいます。)が運営支援するプログラム(以下「本プログラム」といいます。)への参加に際して、遵守していただく事項を定めています。本プログラムに応募することにより、本規約および募集要項に同意したものとみなします。本規約をご確認いただき必要事項をご記入のうえ、応募フォームよりご応募ください。

<対象となるプログラム>

プログラム名： 産学委託研究型オープンイノベーションプログラム 2025

<https://nof-oi2025.com/>

応募期間：2025年11月10日～2026年1月21日

事業実施者：日油株式会社

事業受託者：アビームコンサルティング株式会社

1.定義

- (1)「応募者」とは、本規約に同意して本プログラムに応募した法人または個人をいいます。
- (2)「アイデア」とは、応募者が本プログラム応募時において応募者が保有し、本プログラム応募にあたり日油に提供する一切の提出物(媒体を問わず、技術詳細や文章、スケッチ、図、3Dデータ、CGデータ、写真、音声、動画、ソフトウェアおよびプロトタイピングしたハードウェアならびに本プログラムにおけるプレゼン内容を含みこれに限定されません。)をいいます。
- (3)「チームメンバー候補」とは、本プログラムにおける応募者のアイデアの実現可能性を検討し、応募者と共同してアイデアの事業化を実行する候補として日油が決定する個人をいいます。
- (4)「発明等」とは、特許またはその他の知的財産権の取得が可能であるか否かを問わず、本プログラムの遂行の過程において新たに開発または取得した発明、発見、改良、考案その他の技術的成果（ノウハウも含まれます。）をいいます。
- (5)「知的財産権」とは、特許権等の産業財産権、著作権および回路配置利用権その他一切の知的財産権（知的財産権を受ける権利も含まれます。）を総称していいます。

2.本プログラムの目的

本プログラムは、日油のエレクトロニクス分野での事業拡大のための一つの取組として、エレクトロニクス分野の素材において技術力とアイデアに優れたテクノロジー系スタートアップ企業や社会実装したい技術を持つ有望な大学・研究機関の研究者を対象に技術公募を行い、協創による研究開発を実施し、将来の事業化に向けた機会を提供することを目的としたものです。ただし、日油およびアビームは、本プログラムにおける応募者のアイデアすべてに

ついて事業化を検討し、または事業化する義務を負うものではありません。

3. アイデアの事業化および知的財産権の取扱いについて

- (1) 応募者は、本プログラムを遂行する過程で得た発明等に係る知的財産権を日油に譲渡することを前提に本プログラムに応募するものとします。
- (2) 応募者は、日油から事業化の申し入れがあった場合には、本プログラム応募時点において、応募者が既に権利を有しているもののうち、日油のアイデア事業化に必要なライセンスの付与および必要なアイデアの開示など、日油から申し入れのあった事項について、正当な理由がない限り、ライセンス付与およびアイデアの開示をするものとします。
- (3) 応募者が本プログラムを遂行する過程で、新たに得た発明等にかかる知的財産権については、本プログラムにおける応募者の貢献度にかかわらず、日油がその権利の譲渡を希望する場合は、応募者は日油にすべて譲渡するものとします。
- (4) 応募者と日油は、日油がアイデアの事業化を決定し、第2号に規定するライセンス等の付与を行う場合、必要な使用許諾、実施許諾、実証実験および開発に関する契約を別途締結するものとします。
- (5) 応募者は、提供したアイデアおよびアイデアに関連する発明等ならびに本プログラムを遂行する過程で生じた発明等および当該発明等に関連する事項につき、出願をする場合には、日油に事前に通知のうえ、当該発明等に関する取扱いについて定めるものとします。
- (6) 応募者は、本プログラムの遂行の過程によって生じた発明等を日油が実施する場合、著作権人格権を行使しないものとします。
- (7) アビームがアイデアの事業化推進のためにコンサルティングを実施する場合であっても、アビームが事業化のための実証実験または開発の主体となるものではありません。
- (8) 日油およびアビームは、アイデアの事業化の実現について保証しません。また、各審査・選考結果の理由等に関するお問合わせには、一切応じられません。

4. 宣伝について

日油およびアビームは、アイデアの概要や本プログラムの様子(記録写真・映像)を、広告宣伝または研究目的のために、肖像権に配慮したうえで、ウェブサイト(SNSを含む。)やチラシ、パンフレット等の宣伝販促物に掲載することができるものとします。ただし、宣伝販促物を構成するアイデアの概要および写真等について権利を有する応募者から事前に協議の申し入れを受けた場合には、掲載内容について当該応募者と協議するものとします。

5. 機密保持義務及び機密アイデアの取扱いについて

- (1) 受領したアイデアは、本プログラム実施(広告宣伝を含む)の目的においてのみ利用します。

(2) 応募にあたってご提供いただいたアイデアは、応募者の事前の承諾がない限り本プログラム実施のために必要な、日油、アビーム、外部審査員およびチームメンバー候補(以下「日油およびアビーム等」という。)の範囲でのみ利用します。

(3) 受領したアイデアについては、以下の利用目的以外に利用することはありません(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。)

- ① 応募者の審査・選考のため
- ② 採択後の事務連絡、資料送付、効果分析等のため
- ③ アイデアを統計的に集計・分析し、応募者を識別・特定できない形態に加工した統計データ作成のため
- ④ 日油およびアビーム等からの支援情報提供のため
- ⑤ 本プログラムの宣伝・広告のため

(4) 応募者は、応募いただいた内容及び関連するアイデアについて、日油およびアビーム等での前項各号の目的でのみ扱われることを理解し、かつ秘密保持契約の締結をしないため、日油およびアビーム等が開示できると判断したアイデアのみの開示をすることを理解し合意することとします。

(5) 権利化されていない未公知のアイデアの開示を日油およびアビーム等が受ける際には、複数の応募者から類似または同等の内容を含むアイデアを受取る可能性があるだけでなく、日油およびアビーム等内でもアイデアの内容と類似または同等の研究が進められている可能性があります。したがって、日油およびアビーム等は応募者から受取るアイデアに未公知のアイデアが含まれていた場合、日油またはアビームは、その内容にかかわるオリジナリティーの帰属や知的財産権の保護について責任を負いません。応募者は、以下の選択をしてください。

- ① 応募する前に、未公知と考えられるアイデアについて論文投稿等による公知化を行うか、あるいは特許を出願する。
- ② アイデアに記述する内容を限定し、未公知のアイデアを含めない範囲で記述する。
- ③ アイデアに未公知のアイデアが含まれている可能性がある場合でも、日油およびアビーム等に対してオリジナリティーの帰属確認や知的財産権の保護を求めない。

本プログラムの趣旨を勘案すれば、①の方法が最も望ましいと考えられます。

なお、面談審査にあたって、応募者が特に希望される場合、機密保持契約の締結を行う場合があります。

(6) 本プログラムの応募にかかり、日油およびアビーム等に提出されたアイデアについては返却いたしません。

6. 個人情報の取扱いについて

(1) 本プログラム応募の際に登録した個人情報は、日油が取得および管理するものと

します。日油の個人情報の取扱いについては、「プライバシーポリシー」
(<http://www.nof.co.jp/legal/privacy.html>)に定めておりますのでご確認ください。

(2) 応募者は、自己の個人情報を以下に定める態様で提供することについて事前に同意するものとします。

提供される場面	提供先	提供される項目	提供先第三者の利用目的
本プログラムへの応募	・日油 ・アビーム	・勤務先団体 ・所属 ・氏名 ・メールアドレス ・電話番号 ・事業内容 ・アイデア、その他、本プログラム申込画面にて登録した内容	・本プログラム応募における応募者の確認および審査をするため ・応募者に対する連絡事項の通知その他本プログラムに必要な範囲で応募者に連絡を取るため

(3) 本プログラムの結果、応募者のアイデアが日油により事業化される場合、当該事業化のために必要な応募者の個人アイデアの取得およびその取扱いについては、本規約に従って定めるものとします。アビームは当該契約等の内容について一切関与しないものとします。なお、本規約に規定されていない事象が生じた場合には、応募者と日油は協議のうえ、解決するものとします。

7. 規則・指示等の遵守について

- (1) 応募者は、本プログラムへの応募にあたっては本規約を遵守するとともに、本プログラム中は、日油およびアビームが適宜行う指示等に従うものとします。
- (2) 日油またはアビームは、応募者が指示等に従わない場合や他の応募者に迷惑を及ぼす行為をする場合等、本プログラムの運営に支障が生じると判断したときには、当該応募者に対し、本プログラムへの参加を差し止めることができるものとします。なお、これにより応募者等に損害や不利益等が生じた場合であっても、日油およびアビームは何らの責任を負わないものとします。
- (3) 応募者は、本プログラムへの応募にあたって提供したアイデアについては、本プログラム応募時現在において、第三者の権利（知的財産権を含みますが、これに限られません。）を侵害するものではないことを保証するものとします。
- (4) 日油およびアビームは、法律に別段の定めがある場合を除き、名目の如何を問わず、応募者または応募者が本プログラムへ応募または参加した結果、応募者または応募者に生じた損害や不利益等について、何らの責任を負わないものとします。

す。

8.応募者による本プログラムの内容等の公開について

応募者は本プログラムの内容やアビームからのアイデア提供資料を除き、本プログラムが実施されているという事実についてのみ、本プログラムの広告宣伝のためにウェブサイト(SNSを含む。)、チラシやパンフレット等の宣伝販促物に掲載することができます。応募者は、本プログラムの内容(審査)、審査・選考内容および結果、ならびに日油およびアビーム等から提供される資料については、第三者に開示してはならないものとします。

9.責任

- (1) 応募者が本プログラムへの応募または参加に伴い損害を被った場合、当該損害(直接かつ通常の損害に限定され、弁護士費用を含みません。)が生じた原因が、日油またはアビームの故意または重過失によるものである場合は、日油またはアビームは当該損害を賠償するものとし、日油またはアビームは本項に定める以外の責任を負わないものとします。
- (2) 応募者が、本プログラムへの応募または参加に際し、日油またはアビームに損害を与えた場合、応募者はその損害を賠償するものとします。また、応募者が本規約に違反したことにより第三者との間で生じたクレーム・紛争については、応募者と当該第三者との間で処理・解決するものとし、日油およびアビームに対し、一切迷惑をかけず、補償等の請求を行わないこととします。

10.誠実協議

本規約の解釈に関する疑義が生じた場合は、日油、アビームおよび応募者の間で誠意をもって協議し解決にあたるものとします。

11.準拠法、管轄

本規約は、日本法を準拠法とし、応募者と日油またはアビームとの間で紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2025 年 11 月 10 日制定・施行